

議案第 85 号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 3 第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は市長が必要と求める書類等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 23 条の 3 第 2 項の規定は、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

南あわじ市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第23条の2 略                      (特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第23条の3 略</p> <p>2 前項の届出は、特例対象者被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。</p> <p>第24条以下 略</p>	<p>第1条～第23条の2 略                      (特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第23条の3 略</p> <p>2 前項の届出は、特例対象者被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は市長が必要と求める書類等を提示して行わなければならない。</p> <p>第24条以下 略</p>	

議案第 86 号

南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例

南あわじ市都市公園条例（平成17年南あわじ市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

神道ふれあい公園	南あわじ市倭文神道165番地1
----------	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市都市公園条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考										
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 352 1025 451"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 352 591 400">名称</th> <th data-bbox="591 352 1025 400">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 400 1025 451">淡路ふれあい公園～若人の広場公園 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	名称	所在地	淡路ふれあい公園～若人の広場公園 略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1097 352 1890 499"> <thead> <tr> <th data-bbox="1097 352 1456 400">名称</th> <th data-bbox="1456 352 1890 400">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1097 400 1890 451">淡路ふれあい公園～若人の広場公園 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 451 1456 499">神道ふれあい公園</td> <td data-bbox="1456 451 1890 499">南あわじ市倭文神道165番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	名称	所在地	淡路ふれあい公園～若人の広場公園 略		神道ふれあい公園	南あわじ市倭文神道165番地 1	
名称	所在地											
淡路ふれあい公園～若人の広場公園 略												
名称	所在地											
淡路ふれあい公園～若人の広場公園 略												
神道ふれあい公園	南あわじ市倭文神道165番地 1											

議案第 87 号

南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例

南あわじ市火葬場条例（平成 17 年南あわじ市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「死亡体」の次に「及び身体の一部」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第 2 条の表中

「

南あわじ市火葬場	南あわじ市八幡南 593 番地 30
----------	--------------------

」を

「

南あわじ市斎苑「桜花の郷」	南あわじ市桜花の郷 1 番地
---------------	----------------

」に改める。

第 3 条第 1 項中「死亡体」の次に「及び身体の一部」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第 2 項中「午後 4 時」を「午後 3 時」に改める。

第 6 条第 1 号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 身体の一部の火葬

(ア) 身体の一部 1 件につき 3,000 円

第 6 条第 2 号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 身体の一部の火葬

(ア) 身体の一部 1 件につき 5,000 円

第 8 条第 1 号中「火葬場の使用者」を「火葬場の使用許可を受けた者」に改め、第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 10 条第 2 項第 1 号中「使用の許可及び」を削り、同条第 3 項中「第 3 条から第 5 条まで」を「第 5 条」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

南あわじ市火葬場条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考												
<p>(設置)</p> <p>第1条 死亡体の火葬<u>及び</u>汚物の焼却をするため、南あわじ市火葬場（以下「火葬場」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="232 560 1025 810"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南あわじ市火葬場</td> <td>南あわじ市賀集八幡南593番地30</td> </tr> <tr> <td>南あわじ市沼島火葬場</td> <td>南あわじ市沼島414番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(受入れの日及び時間)</p> <p>第3条 死亡体の火葬<u>及び</u>汚物の焼却（以下「火葬業務」という。）を受入れする日は、次に掲げる日以外の日とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 火葬業務の受入時間は、午前10時から<u>午後4時</u>までとする。</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第6条 火葬場の使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民が火葬場の使用を願い出た場合</p> <p>ア 略</p>	名称	位置	南あわじ市火葬場	南あわじ市賀集八幡南593番地30	南あわじ市沼島火葬場	南あわじ市沼島414番地	<p>(設置)</p> <p>第1条 死亡体<u>及び</u>身体の一部の火葬<u>並びに</u>汚物の焼却をするため、南あわじ市火葬場（以下「火葬場」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 560 1890 810"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南あわじ市斎苑「桜花の郷」</td> <td>南あわじ市桜花の郷1番地</td> </tr> <tr> <td>南あわじ市沼島火葬場</td> <td>南あわじ市沼島414番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(受入れの日及び時間)</p> <p>第3条 死亡体<u>及び</u>身体の一部の火葬<u>並びに</u>汚物の焼却（以下「火葬業務」という。）を受入れする日は、次に掲げる日以外の日とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 火葬業務の受入時間は、午前10時から<u>午後3時</u>までとする。</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第6条 火葬場の使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民が火葬場の使用を願い出た場合</p> <p>ア 略</p>	名称	位置	南あわじ市斎苑「桜花の郷」	南あわじ市桜花の郷1番地	南あわじ市沼島火葬場	南あわじ市沼島414番地	
名称	位置													
南あわじ市火葬場	南あわじ市賀集八幡南593番地30													
南あわじ市沼島火葬場	南あわじ市沼島414番地													
名称	位置													
南あわじ市斎苑「桜花の郷」	南あわじ市桜花の郷1番地													
南あわじ市沼島火葬場	南あわじ市沼島414番地													

イ 略

(2) 市民でない者が火葬場の使用を願い出た場合

ア 略

イ 略

第7条 略

(減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、火葬場の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 火葬場の使用者が市民であって、公費の救助を受ける者であるとき。

(2) 火葬場の使用者が市民であって、使用料納付の資金がないと認める者であるとき。

(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

第9条 略

(管理の代行等)

第10条 略

2 前項の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

イ 身体の一部の火葬

(ア) 身体の一部 1件につき 3,000円

ウ 略

(2) 市民でない者が火葬場の使用を願い出た場合

ア 略

イ 身体の一部の火葬

(ア) 身体の一部 1件につき 5,000円

ウ 略

第7条 略

(減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、火葬場の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 火葬場の使用許可を受けた者が市民であって、公費の救助を受ける者であるとき。

(2) 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

第9条 略

(管理の代行等)

第10条 略

2 前項の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 火葬場の使用の許可及び維持管理に関すること。

(2)・(3) 略

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条から第5条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

第11条 略

(1) 火葬場の維持管理に関すること。

(2)・(3) 略

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

第11条 略

議案第 88 号

南あわじ市鳴門岬駐車場「うずまちテラス」条例の制定について

南あわじ市鳴門岬駐車場「うずまちテラス」条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市鳴門岬駐車場「うずまちテラス」条例

南あわじ市南淡路駐車場施設条例（平成17年南あわじ市条例第168号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 鳴門岬地域の観光振興に寄与するため、鳴門岬駐車場「うずまちテラス」（以下「鳴門岬駐車場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 鳴門岬駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳴門岬駐車場「うずまちテラス」	南あわじ市福良丙947番地8

（施設）

第3条 鳴門岬駐車場の施設は、次のとおりとする。

- (1) 休憩棟
- (2) 広場
- (3) バス停留所
- (4) 駐車場

（管理及び運営）

第4条 市長は、鳴門岬駐車場を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

（開場時間）

第5条 鳴門岬駐車場の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休場日）

第6条 鳴門岬駐車場の休場日は、12月26日から同月31日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休場日を設け、又は休場日

を開場日に変更することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の中止を命ずることができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用が鳴門岬駐車場の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、鳴門岬駐車場の管理上特に必要があると認められるとき。

(損害賠償の義務)

第8条 故意又は過失により鳴門岬駐車場の施設又は設備を損壊し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(管理の代行等)

第9条 市長は、鳴門岬駐車場の管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に鳴門岬駐車場の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に鳴門岬駐車場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 鳴門岬駐車場の維持管理及び運営に関すること。
  - (2) 鳴門岬駐車場の利用に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、鳴門岬駐車場の管理に関する事務で市長が別に定める業務
- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、鳴門岬駐車場の休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。
- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この規定を適用する。
- (委任)
- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。